

## AI 活用推進ラボ業務委託 質問に対する回答

令和8年4月6日

No	質問	回答
<b>【公募要領】</b>		
<b>3 応募資格</b>		
1	<p>共同企業体について</p> <p>・公募要領3に記載されている「共同企業体」の定義について、提案者から一部業務を下請けに出す場合は「共同企業体」の定義に該当しないものとして理解して差し支えないか。</p>	<p>共同企業体の定義に該当しないものと理解して良い。但し、一部事業を再委託する場合は、再委託先ごとの委託事業の内容、再委託先の概要について事前に県と協議し、了解を得なければならない。</p>
<b>【仕様書】</b>		
(1) 支援プログラムの企画・運営等		
ア AI 活用推進ラボの企画・運営等		
(ア) 県内企業とAI 開発者とのマッチングによる課題解決支援プログラム		
2	<p>ラボサイトの公開期間については事業実施期間中～ R9年3月31日(水)までの認識でよいか。それとも、事業終了後一定期間、サイト運用が必要か。</p>	<p>委託期間は令和9年3月31日までとされているため、ラボサイトの運用については、原則として当該委託期間中までとする。但し、ラボサイトの公開の終了時期については、県と協議の上、対応を決定する。</p>
3	<p>[b 県内企業の課題の掘り起こし・募集等]</p> <p>[c AI 開発者への情報発信と参画促進]</p> <p>b は県内3地域(上越・中越・下越)で、c は県内で1回以上、首都圏で1回以上の説明会を開催(オンライン配信併用)とあるが、同日に次第を分けて開催することは問題無いか(開催効率と集客率を上げるため)。</p> <p>また開催に際し、開催場所の確保について、新潟県から協力してもらえるか。</p>	<p>同日に2つの説明会を開催することは可能。</p> <p>開催場所の確保については、県も協力可能であるが、県が確保した場合であっても、開催に係る経費は受託者が負担すること。</p>

4	<p>[c AI 開発者への情報発信と参画促進]</p> <p>「募集に当たっては、県内で1回以上、首都圏で1回以上の説明会を開催（オンライン配信併用）するほか」と記載があるが、県内および首都圏におけるすべての説明会についてオンライン配信が必須となるか？</p> <p>いずれかの開催時のみオンライン配信を実施する、またはオンライン配信と同等の内容で継続的に任意に視聴できるアーカイブ配信を行うことでオンライン配信に代えることは可能か。</p>	<p>本説明会のオンライン配信については、アーカイブ配信への代替は可能とするが、聴講したAI開発者等からの質問へ対応出来るようにすること。</p> <p>なお、会場のみでの開催は不可とする。</p>
5	<p>マッチング成立件数の定義について本事業における「マッチング成立」の定義を確認したい。</p> <p>a. 2社間で一度でも会議体（面談・打合せ等）を設けた時点で1件とカウントするか。</p> <p>b. それとも、2社間で実際の取組（共同検討の正式開始、PoC開始等）に着手した時点をもとに1件とカウントしてよいか。</p> <p>・1社が2つの課題を提示し、それぞれについてマッチングが成立した場合は、2件としてカウントするか。</p> <p>・本事業における「マッチング件数」には、AIエキスポで実施した商談（事前マッチング面談、当日ブースでの個別商談、オンライン面談を含む）も含めてよいか。</p> <p>・上記を含める場合、算入の条件（例：名刺交換のみは対象外／面談実施で対象／成約見込み以上で対象 など）について基準があれば知りたい。</p>	<p>質問に係る「マッチング成立」の定義は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題を持つ企業の課題解決に資するソリューション企業の紹介が出来た時点で1カウントとみなす。なお、1つの課題に対して複数のソリューション企業の紹介が出来た場合は、その企業数分をカウントする。</li> <li>・1社が2つの課題を提示し、それぞれについてマッチングが成立した場合は2件としてカウント可能。</li> <li>・「マッチング件数」には、AIエキスポで実施した商談（事前マッチング面談、当日ブースでの個別商談、オンライン面談を含む）も含めてよい。但し、相談企業の課題解決に資するソリューション企業の紹介が出来た時点で1カウントとみなす。</li> </ul>

(イ) AI 活用推進ラボ事業補助金（開発・実証の取組への支援）		
6	<p>[a 補助金申請案件の募集]</p> <p>補助対象として「自社ですでに製品化されているサービスの単なる修正・バージョンアップの場合や、他社ですでに製品化され広く販売されているものは助成対象外とする。」とあるが、すでに製品化されているサービスの導入で終わるものではなく、サービスを利用しながら県内企業に合わせてオリジナルで生成されたものを用いて、その企業に合わせた運用を実証的に取り組むものについて、対象となる余地はあるか。</p>	<p>対象となる余地はある。但し、すでに製品化されているサービスを利用しながら「県内企業に合わせてオリジナルで生成されたもの」の具体的内容について、新規性、事業性、本県への貢献性等により審査されると考える。</p>
7	<p>補助対象はあくまで県内外のAI開発者となっているが、課題側となる県内企業においても社内開発を伴う場合には補助対象主体となりえるか。</p>	<p>補助対象主体の詳細については、今後県が策定する補助要綱で検討する。</p>
イ AI エキスポの開催		
8	<p>[(ウ)業務の内容 &gt; a 企画立案（展示ブース関係）]</p> <p>70の展示ブースは、サイズ別に複数種を設け、出展料に強弱をつけることは可能か。それとも全ブースを同一サイズに整えた方がよいか。</p>	<p>展示ブースのサイズ及び出展料についての制約は無い。出展者確保のための工夫などについては提案いただきたい。</p>
9	<p>[(ウ)業務の内容 &gt; a 企画立案（セミナー関係）]</p> <p>セミナー・パネルディスカッション・トークイベント等を10程度について、例えば「セ7件、パ3件、ト0件」など極端なバランスとなっても問題ないか。優先度は、「セミナージャンル」を増やすこと、それとも「イベント数」を10程度確保することか知りたい。</p>	<p>特にバランスについての制約は無いが、イベントの集客につなげる効果的な企画、構成を提案いただきたい。</p>

10	<p>AI エキスポに関する出展料収入の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「出展料は受託者が徴収し、その収入は事業の運営経費に全額充てること」との記載について、AI エキスポの企画・運営に係る人件費（事務局人件費、当日運営スタッフ、外部委託人件費等）に充当してよいか。</li> <li>・充当可能な費目に制限や上限がある場合は、具体的な範囲を知りたい。</li> </ul>	<p>人件費に限らず、AI エキスポの開催に係る企画から当日の運営費等全ての経費（支出総額）へ充当して構わない。</p> <p>AI エキスポに係る収支（支出総額、AI エキスポ分の県委託料、出展料及び協賛に係る収入）について、以下のタイミングで提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①企画提案書の際の見積書（見込値）</li> <li>②開催日の 130 日前までに策定するエキスポ実施計画書（見込値）</li> <li>③開催終了後 1 カ月以内に提出される AI エキスポ実施報告書（実績値）</li> </ol> <p>制約として、③の実績値において、収支がプラスにならないこと。</p> <p>収支がプラスの見込となる場合、②から開催当日までの間に、AI エキスポの事業充実のための追加負担等による実施計画書の変更は認める。</p>
11	<p>AI EXPO における出展料収入および協賛収入について、いずれも事業運営経費に充当するものと理解しているが、これらの収入が発生した場合、県への委託料の減額調整は行わない認識でよいか。また、充当可能な経費範囲があれば知りたい。</p>	<p>県への委託料の減額調整は行わない。</p> <p>充当可能な経費範囲や制約については、10 に記載のとおり。</p>
12	<p>AI EXPO の出展料収入および協賛収入を事業運営経費に充当した結果、収支上の剰余が生じた場合の取扱いについて知りたい。例えば、追加的な事業充実に充当可能か、又は県との精算対象となるかを確認したい。</p>	<p>10 に記載のとおり。</p>
13	<p>見積上限額 46,000 千円（税込）は、本業務全体の遂行に必要な一切の費用を含む委託料上限額と理解しているが、AI EXPO に係る出展料収入・協</p>	<p>10 に記載のとおり。</p>

<p>賛収入等の自主財源を活用する場合の予算設計・見積記載方法に関して、留意事項があれば知りたい。</p>	
---	--